

○道垣内 インタラクティヴ仲裁規則のもとでの仲裁人をやってもよいとする仲裁人の内訳はどうなっていますか。

○事務局 2019年8月20日の時点で、全部で228名です。そのうち日本人が79名、外国人が149名です。データベースに入っている方々の数全体の半分以上です。

○道垣内 仲裁人の仕事は、法律家としてはやってみたいと思われるようで、報償金は二の次だという方も結構いると思います。

○Freeman 先ほど商事仲裁規則の議論でも申し上げましたけど、適正な報酬の設定は、有能な仲裁人を確保する上では重要な点だと思います。仲裁人のマーケットをどう考えるかにもかかわりますが、実力がある若手を活用していく方向もひとつのよい方策であり、報酬額が多少低くても引き受けて仲裁人を経験してもらうというような運用の仕方もあると思います。いずれにしても、非常に重要な点ですから、例えばICC仲裁でもされているように、仲裁の終了後に、当事者や仲裁人にアンケートなどを実施して、その報酬が適切であるかどうかを含め、インタラクティヴ仲裁規則についての満足度を調査するのも有益ではないでしょうか。

○道垣内 日本における仲裁の振興策の一環として、若い方にも是非仲裁人を経験してもらい、仲裁人として熟達していただきたいと思います。他方、リタイアされた元裁判官の方とか、パートナーをお辞めになって、事務所経営と関係のない立場になられた方も、それぞれの経験を有益に活かしていただきたいと思っており、仲裁人の宝庫はあちこちにあると思っております。

○Freeman そうかもしれませんね。

○山本 最初に申し上げたように、リタイアした裁判官というのはひとつ、有力な仲裁人の供給源として考えられるだろうと思います。その人たちには霞を食べているわけではありませんが、既に十分食べられる蓄積はあるので、他方でしかし、まだ十分に活力をお持ちであり、紛争解決に携わることに前向きな方は結構いらっしゃるような感じがします。その人たちであれば、報償金の金額は

必ずしも問題ではなく、仲裁人を引き受けてくださるように思います。国内の仲裁事件であれば、特に有力な候補者であると思われます。

IV. 仲裁規則の選択

1. UNCITRAL仲裁規則+UNCITRAL仲裁管理規則との使い分け

○山本 以上で個別の規定の議論を終え、仲裁規則の選択という問題に移りたいと思います。JCAAには、商事仲裁規則、インタラクティヴ仲裁規則、それからUNCITRAL仲裁規則という3つの規則があるところ、規則上は、商事仲裁規則がデフォルトになっていて、単にJCAAで仲裁をするという合意がある場合にはこれによることになります。すなわち、商事仲裁規則3条2項は、「この規則は、るべき規則を特定しないで、JCAAのもとでの仲裁を行う旨の合意をしている場合にも適用される」と定めています。起草の過程においてはインタラクティヴ仲裁規則をデフォルト・ルールにしてはどうかという議論もあったかと思いますが、最終的には商事仲裁規則がデフォルト・ルールになっています。

もちろん、当事者にこの3つの規則のいずれかを選択すべきかをご検討いただき、いずれかを自発的に選んでいただくのが適切なことなのだろうと思われるわけです。具体的にどういう場合に、どの規則を選ぶのが適切かということについて、まず、JCAAにおいてUNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁をすることを選択するということがどういう場合に考えられるかという点について、出井さんからお願いします。

○出井 UNCITRAL仲裁規則は基本的にアドホック仲裁において使えるようにということでつくられています。私も1件だけJCAAにおいてUNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁をしたことがあります。ただ、当事者がどういう意図でそういうのを選んだのかはわかりません。

○事務局 典型的には、日本企業が商事仲裁規則での仲裁を提案したところ、相手方の外国企業から、ローカルな仲裁機関の仲裁規則は使いたくないと言われ、商事仲裁規則での仲裁で押し切れな

いときに、UNCITRAL仲裁規則で合意を取りつけるという形で使われていると思われます。

○道垣内 紛争解決条項のドラフトの段階において、外国企業にはUNCITRAL仲裁規則による仲裁は抵抗が少ないと思います。

○山本 みんなわかっているからということですかね。

○道垣内 そうです。日本企業としては、外国で仲裁をする負担と日本で仲裁する負担の違いを考えれば、仲裁規則では譲っても、通常お願いしている弁護士さんにそのままお願いできる点等において、仲裁地は是非日本をとることのメリットは大きいと思います。

○Freeman UNCITRAL仲裁規則は、機関仲裁としても使えるような補充ルールを組み合わせて、各国の仲裁機関で提供しています。出井さんが言われたように、もともとアドホック仲裁で用いられる仲裁規則のモデルとして策定されたわけですが、ルールの内容はコモンローと大陸法の双方の法制度において受け容れられるように考えられてつくられています。そういう意味でも、汎用性も高く、国連の関連機関がつくっているという意味で、規則自体の中立性に対する信頼が強いと思います。

ですから、どういう場合に使われるかというと、仲裁という紛争解決手段の独立性や中立性を重視するような当事者、例えば国家機関や準国家機関にとっては受け容れやすく、利用が見込まれるのではないかと思います。仲裁人報酬についても非常に柔軟に定められているので、フレキシビリティも高いと思います。

○山本 なるほど。具体的に商事仲裁規則と比べた場合、どのあたりが違うのでしょうか。

○道垣内 UNCITRAL仲裁規則は条文の数が少ないので。

○山本 詳しくは書いていないということですね。

○道垣内 そうです。仲裁手続の骨格しか定めていないので、仲裁廷の裁量の幅は極めて大きいという特徴があると思います。

○Freeman 柔軟性が高いと、よく言われると思いますね。

○道垣内 そうですね。常識的な内容のことしか規定されていませんから、ベテランの仲裁人であれば、いちいち条文に当たらなくとも手續を進めることができます。これに対して、商事仲裁規則やインタラクティヴ仲裁規則は仲裁人就任時にお渡しすることになる注意メモに従って規則を読んでいただく必要があります。

○山本 そのあたりが当事者から見てもメリットにはなるということなのでしょうかね。

○Freeman そうかもしれませんね。もし日本が仲裁地として、例えばアジアの広い地域の仲裁事件を扱う機会が増えた場合にも、UNCITRAL仲裁規則という選択肢があるということはプラスになってくるかと思います。

○山本 なるほど。割合としては、それなりにはあるのでしょうか。

○事務局 これまでのところ、10年に1件とか、そういうレベルです。

○道垣内 従来は、JCAAでは、UNCITRAL仲裁規則に基づく仲裁も行いますという程度の扱いで、これを売り出そうという姿勢ではありませんでした。これからは、JCAAには3つの異なる特徴を持つ仲裁規則があるということを明確に打ち出していくことになりますので、UNCITRAL仲裁規則にもこれまで以上に光を当てていくことになろうかと思います。

○Freeman 従来のUNCITRAL仲裁規則による仲裁の提供をJCAAがする場合にも、機関仲裁とするための補充規則が存在したわけですが、この補充規則は実質的には変わっていないですね。

○道垣内 UNCITRAL仲裁管理規則も少し改正しましたが、それほど大幅には変えておりません。そもそも、UNCITRAL仲裁規則による仲裁手続を日本のローカライズさせたのでは意味がないので、必要最小限のことしか規定していません。

○山本 今後は、JCAAにおけるUNCITRAL仲裁規則という選択肢が周知されるようになれば、国際仲裁についてもっと使われる可能性は出てくるということですかね。

○道垣内 例えば日本の会社と韓国の会社との紛争について、わざわざシンガポールまで行って仲裁

をするよりも、日本か韓国のどちらかでした方が双方にメリットがあるのではないかと思います。そのためには、クロス仲裁条項、すなわち、日本企業が申し立てる場合には韓国で、韓国企業が申し立てる場合には日本で、それぞれ仲裁をするという条項はもっと採用を検討していただくべきではないかと思っています。そしてその場合、いずれで行っても同じように仲裁をすることができるよう、いずれもUNCIRAL仲裁規則により仲裁を行う旨合意することは極めて合理的な選択だと思います。

2. 商事仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則との使い分け

○山本 次に、商事仲裁規則とインタラクティヴ仲裁規則の使い分けは、これまで議論として出てきているところはあるかと思いますが、選択する場合の考えられるポイントについて、垣内さん、いかがですか。

○垣内 商事仲裁規則については、従来のJCAA規則を踏襲しつつブラッシュアップしてきたというもので、起草の際には各国の仲裁機関等のルールもいろいろと参照して、なるべく海外の当事者にとっても違和感のないような標準的なものとしてつくられてきたものかなと思いますので、特段の事情がなければ、デフォルトとしては、これを選ぶということでいいのではないかと思います。

他方、インタラクティヴ仲裁規則のほうは、新機軸として、かなり特色のある手続を打ち出していますので、選択する際には、その特色を活かしていくことができると想定される場合に選択されることになると思います。仲裁廷がかなり能動的に当事者とやりとりを行って、日本や一部ドイツのような裁判実務になじみがあるある意味では職権的な形で行われる仲裁ですので、大陸法系の法律家にはそれほど違和感がないということかと思いますけれども、コモンローの裁判実務とかそれに準じた仲裁実務に親しんでいる法律家の目から見ると、少し異質なところがあるかと思います。そのあたりの特色を十分に理解した上で、納得して使っていただくというのが大事かなと思います。

特に、仲裁人報償金について、インタラクティ

ヴ仲裁規則は割と金額が抑えられていて、かつ定額という特色があるわけですけれども、そこだけに目を奪われてこれを選ぶのではなく、インタラクティヴという点、すなわち、仲裁人と当事者が書面によるやりとりをしつつ進めていくという点が大きな特色ですので、手続の内容をよく理解した上で選んでいただくことが重要なと思うところです。

3. 3つの仲裁規則の使い分け

○一場 私は、契約する際にどのような紛争を想定しているかによって、JCAAの3つの仲裁規則を使い分けるというのが一つの視点になると思っています。想定される紛争が大型で複雑であれば、UNCITRAL規則のほうが向いていると思います。他方で、比較的小規模で早期の解決を目指すのであれば、インタラクティヴ仲裁規則が向いていると思っています。いずれでもなければ、商事仲裁規則がいいでしょう。また、交渉で行き詰まつたら、とりあえずUNCITRAL規則での仲裁に合意しておいて、実際に紛争が起きた段階で、再交渉するというのもオプションとしてはあると思っています。ただし、紛争が生じた段階で、再交渉がうまくいくかどうかはわかりません。

○道垣内 國際契約において、紛争が発生してしまった後、仲裁条項に定めている仲裁規則を変更する合意を得ることがどの程度可能かどうかわかりませんが、当該紛争に相応しいのか否かを合理的に判断していただき、合理的であれば変更合意を積極的にお考えいただきたいと思います。

○一場 また、紛争のコストについて言うと、國際案件になると、国内案件の同じ規模の紛争と比べると、10倍ぐらいの手間がかかるという感じです。そのため、國際案件では解決の大筋を見つけて早期に解決したいということであれば、インタラクティヴ仲裁が選択肢になると思います。逆に、お金をかけても厳密に手続を進めたいということであれば、UNCITRAL規則を選択することになるとのイメージを持っています。

さらに、会社への影響も重要な考慮要素です。その紛争の解決次第では会社がつぶれてしまうか

もしれないというほどの大事件であれば、お金をかけても、厳密に手続を進める必要が出てくるでしょう。あるいは、つぶれるほどではないけれども、ビジネス上のインパクトが大きいということであれば、お金をかけても厳密に手續を進めるという方向になるでしょう。逆に、日本とアジアの国の中企業間での売買をめぐる紛争であれば、取引規模としてもそれほど大きくならないはずなので、そういった場合の売掛金に関する紛争といったものは、インタラクティブ仲裁規則に基づく仲裁のほうが、紛争の解決と、その後の取引関係をどうするかという観点からすると、適切なのではないかと思っています。

○垣内 仲裁という枠内で考えると、そういうことかなと思います。ただ、一場先生の発言にも言外に含まれていたと思うのですけれども、最近はシンガポール条約の登場もあり、国際的なビジネス紛争でも、調停(mediation) がかなり注目を集めてきていているかと思います。日本の当事者から見ても、仲裁は裁断的な解決方法である以上負けるリスクもあるので、調停が魅力的に映るということもかなりあります。そういった調停のメリットが認識されると、仲裁の強力なライバルになってくるのかなという感じがしています。JCAAは調停規則も持っているわけなので、そちらの問題ですね。

○道垣内 そうですね。仲裁規則の一新の次は、調停規則の一新を目指しております。そして、調停を活性化させるべく、売り込みもしていきたいと思っております。

○出井 皆さんの話にそれほどつけ加えることはないのですけれども、3つの中でどれをデフォルトにして進めるかというと、一場さんがおっしゃったように、何も考えなければ商事仲裁規則ということになると思います。一場さんのお話の中に金額が大きい場合はUNCITRAL規則という話がありましたが、UNCITRAL規則と商事仲裁規則の間で金額の多寡によって使い分ける理由は何なのでしょうか。

○一場 仲裁人の報酬の点です。仲裁人がどれだけの時間をかけられるかというのが、どの規則か

によって大きく変わり得ると思っています。

○出井 逆に言うと、商事仲裁規則に合意において、仲裁人の定額制の部分は、仲裁廷成立前の合意でcontract outすれば解決する問題ですかね。

○一場 そうですね。そのような方法はあると思います。

○出井 インタラクティヴ仲裁については、既に申し上げたように、特に仲裁人にとってはインテンシィヴな手續なので、報酬の点もそうですが、期間についても、7.5カ月以内に終えなければならない点、これは延長可能ですが、インテンシィヴな手續で7.5カ月という短期間で仲裁判断をするのは、チャレンジングではないかと思います。特に最初の書面による争点整理はともかくとして、2回目の暫定的な考え方の書面による提示については、先ほどお話ししたように、仲裁人間で協議をして合意をするための労力は相当なものがあるようと思われます。そして提示した上で、さらに当事者から意見を求める期間を置かなければいけないということになると、かなり綿密に審理計画をし、当事者に対してもデマンディングに手続指揮をしていかないと、7.5カ月で終えるというのは難しいのではないかと思います。

したがって、インタラクティヴ仲裁は、通常の国際仲裁事件、すなわち、3人の仲裁人で仲裁廷が構成され、その3人がそれぞれ別の国にいるというようなものについて適用するのはなかなか難しいのではないかという気がしています。

他方、国内の企業同士の国内仲裁、あるいは、一方が国内で他方は外資系企業の国内子会社とか、そういう場合で、さらに、仲裁人が全部日本にいるか、あるいは単独仲裁であるときには向いているように思います。もちろん、単独仲裁の場合であれば、運用しやすいと思います。仲裁人が3人の場合には、仲裁判断書について合意をする段階のかなり前の段階でかなり合議に時間を費やすことになるので、それが手續の遅れにつながらないかなということが心配されます。したがって、国内仲裁で、そんなに争点が複雑ではなく、かつ単独仲裁人が担当する場合、これがインタラクティヴ仲裁に最適な事件ではないかなと想像して

います。

もう一点、インタラクティヴ仲裁に盛り込まれた特色ある事項は、インタラクティヴ仲裁手続でなくとも、商事仲裁手続、さらにはUNCITRAL仲裁規則に基づく手続の中でも、報酬や期間の制約を外せばやってやれないことはないんですね。争点整理であれ、心証の暫定的な考え方の提示であれ、目指すところは審問、証人尋問を効率的にするとか、手続全体を短くするということですから、インタラクティヴ仲裁手続においてするだけではなく、部分的には商事仲裁規則やUNCITRAL仲裁規則に基づく手続でも使っていいし、使うことをむしろ目指すべきではないかと思っています。そういう実験的な実務運用はあってもよいのではないかと思っているところです。

もしかしたら、今まで世界の主流になってきた英米法系の国際仲裁実務から見ると異質なものを仲裁の世界に持ち込むことになるかもしれません、そうやって異質なものを持ち込んで、そこの相互作用で新しい仲裁実務を形成していくのが仲裁という紛争解決のいいところだと思います。

それから、道垣内さんからプロモーションの話が出ましたが、最終的なユーザーは企業ですが、トランザクションの弁護士、さらにはインハウスの方々に、商事仲裁規則と特にインタラクティヴ仲裁規則を十分にご説明して、こういうこともできるのですよということをアピールしていくのは考えられるかと思っています。仲裁人へのプロモーションはまた別で、今回の規則改正にあたって、特にインタラクティヴ仲裁規則の導入について、JCAAが実施したパブリック・コメント募集において、日本の仲裁人のコミュニティーから結構厳しい懐疑的な意見が寄せられたことも踏まえなければならぬと思います。また国際的な仲裁人コミュニティーの評価は継続的にモニターすべきでしょう。いずれにせよ、運用を積み重ねていくことだと思います。

○道垣内 ドイツの仲裁機関の規則においても、JCAAのインタラクティヴ仲裁規則による心証開示と同じようなことが定められています。ただし、心証開示をすることができるという規定です。そ

の理由は、仲裁規則を1つしか持っていないからだと思います。JCAAは3つの規則をメニューとして提示しているわけですから、心証開示義務を仲裁人に課すことを選択する場合にインタラクティヴ仲裁規則が選択されるのであって、そうでなければ、たとえば商事仲裁規則を選択して、仲裁人は裁量により心証開示をすることができるということになりますが、他方、心証開示を全くしなくていいということでよいわけです。いずれにしても、大陸法系の国は地球上を見渡すと幾つもあるわけで、そういう国の企業と日本企業との仲裁条項ではインタラクティヴ仲裁規則を選択することは十分にあるのではないかでしょうか。

○出井 それも単独仲裁だったいろいろやりようはあるのですが、ほかの仲裁人がいる場合は、まず仲裁人間でやり方について合意をしなければいけないので、そこが結構大変だと思います。

○道垣内 日本と韓国の企業間紛争の仲裁であれば、日本の仲裁人と韓国の仲裁人と、3人目はそれ以外の大陸法系の国の仲裁人という組み合わせはあり得るかもしれません。

○出井 それはあり得るかもしれませんね。ライクマインディットな仲裁人によって構成される仲裁廷による仲裁と言うことですね。

○山本 話が合う仲裁人であれば、比較的作業は円滑に進むかも知れませんね。

○出井 そういう場合ではなく、英米法系の仲裁人がいる場合、このインタラクティヴ仲裁のやり方を彼らに説明するのは結構骨で、「一体、なぜそんなことをするのか」といったところから説明しなければならないと思います。他方、単独仲裁であれば、その問題はないし、また、ライクマインディッドな仲裁人同士だと、その問題はないので、いいと思います。

○道垣内 たとえば日韓の企業間紛争のように、大陸法系の国の企業間の紛争であるのに、わざわざ英米法系の法律家を仲裁人に選んで仲裁をしてもらうために、7時間以上も飛行機に乗らなければならないシンガポールで審問手続をしたりしないで、大陸法的なやり方で日本か韓国で審問をするということは十分あり得るのではないかと思っ

ております。

○出井 例えば当事者選任の仲裁人が日本人とドイツ人とか、日本人と韓国人だったりしますね。そのときに、第三仲裁人として、英米法系の高名な仲裁人を香港とかシンガポールから呼ぶのではなくて、ドイツとか韓国とか日本の第三仲裁人を選ぶということによって、インタラクティヴ仲裁をやるというのは考えられると思います。

○山本 そういう地域の法律家は、JCAAの仲裁人候補者データベースには登載されているわけですね。

○道垣内 はい、意識して集めています。ところで、フランス法系の法律家もドイツ・日本の法律家の発想と似ているのでしょうか。

○山本 どうですかね。マインドはかなり違うですね。裁判官の介入という意味では、フランスの裁判官はほとんど介入をしないですね。

○垣内 そうですね。フランスは、全然インタラクティヴではないのではないか。

○道垣内 では、インタラクティヴ仲裁に適合する仲裁人のメンタリティーは大陸法系というよりは、ドイツ法系というべきですね。

○Freeman インタラクティヴ仲裁規則はインベーティヴな分、運用する上で問題も出てくるかもしれませんけれど、可能な範囲でフィードバックをもらって、必要があれば見直していく、より使いやすいものにしていくとよいかと思います。

○山本 インタラクティヴ仲裁は一つの新しい基軸として打ち出しているものですから、使われるようになれば、一つの新しい仲裁のモデルになり得るものかなと思っています。

私は、どっちかというと、国内仲裁における利用が中心になるのではないかと思っています。もっとも、国内の紛争解決に仲裁を使うというハードルは非常に高いのは確かです。3年くらい前の私法学会で、商事の契約条項についての分析がシンポジウムとして行われました。紛争解決条項のところは、仮に契約書に入れられていても、依然として紛争が起こった場合には誠意をもって真摯に解決するみたいな条項しかない割合がかなりの程度を占めているという結果でした。仲裁のところまでまだ話が行っていないという感じ

です。したがって、契約条項をつくる現場に、うまく働きかけるということに注力をしていただきたいと思っています。

○一場 何年後かの時期を決めて、インタラクティヴ仲裁が実際にどのように動いているのかを評価することも重要なと思います。

4. 裁判との競争

○道垣内 日本の仲裁の底上げのためには、国内事件の解決の手段として仲裁を採用していただくようプロモーションをしていく必要があると思っています。多くの途上国の裁判所はその国の人にとっても信頼性は十分ではないこともあるのに比べますと、日本の裁判所への信頼性は極めて高く、さらに、いろいろと改革が進み、さらによくなっていると思います。

そういう裁判所との競争において、国内事件で仲裁条項を契約書に入れていただくためにどういうプロモーションをすればいいでしょうか。そのヒントをいただきたいと思います。

○垣内 当事者が実際に紛争解決手段として仲裁を選択されるのは、代理人の弁護士と相談して決められるのだろうと思います。ところが、多くの弁護士は仲裁に馴染みがないので、まずは、売り込み先としては弁護士の方々であり、仲裁を認知してもらうことが大前提かと思います。裁判所による紛争処理と遜色がないこと、例えば仲裁人候補者としてはすばらしい実績のある元裁判官がずらりと揃っていますので、その意味では、一般的な裁判所の水準よりも高い質の判断がむしろ期待できますよ、といったアピールをすることは一つあり得る方法かなと思います。

○道垣内 そうですね。元高裁の裁判官を仲裁人にするということは、いきなり高裁で裁判をしてもらうようなものだということをアピールできるのではないかと思っています。

○垣内 そのほか、仲裁においては、上訴はないので迅速だし、手続そのものが短期で終わるように設計されているということに加えて、インタラクティヴ仲裁規則による仲裁であれば、心証も開示してもらえるので、最後に予想外の結果になっ